

交通安全かわら版

令和7年11月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 39

～ 年末の交通事故防止県民運動の実施 ～

期 間：令和7年12月1日(月)～12月15日(月)

年末の交通事故防止県民運動

スローガン：自分から つけるライトで 消える事故

子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

運転者は…

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、必ず一時停止して進路をゆずりましょう。

歩行者は…

- 道路を横断するときは、運転者に対して手をあげるなど、横断する意思を表示し、車が止まるのを待ってから横断しましょう。



ハンドサイン運動推進中



夕暮れ時と夜間の交通事故防止

運転者は…

- 視界が悪くなる夕暮れ時や夜間は、早めのヘッドライト点灯を心がけ、道路状況によりハイビームとロービームをこまめに切替えるなど、ライトを上手に活用しましょう。

歩行者は…

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身につけ、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。



光って 照らして★Let's do it★活動推進中



飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。
- 飲酒したドライバーのほか、同乗者、車両や酒類の提供者にも厳しい罰則が設けられています。
自転車の飲酒運転も禁止です。
- 生活破綻や家庭崩壊につながる「飲酒運転」は、社会から根絶しましょう。



飲酒運転は「しない」「させない」「許さない」

